生涯学習のまちづくり計画

第７期　令和４年度～令和８年度

令和５年度

基本方針

生涯学習のまちづくりは、町民憲章の精神に則り「生涯学習に基づく上富田町の教育目標」を中軸として推し進める。

７つの柱

Ⅰ　郷土の自然や文化の愛護に努める。

Ⅱ　健康、安全の保持増進に努める。

Ⅲ　主体的な生活態度の育成に努める。

Ⅳ　社会連帯感の育成に努める。

Ⅴ　よき家庭人の育成に努める。

Ⅵ　よき職業人の育成に努める。

Ⅶ　国際社会に生きる日本人としての自覚を深める。

この柱は、町民が等しく願う「必要課題」として位置づけるとともに、さらに発展して町民一人ひとりが要求する課題にも応えられるよう、第７期計画に従って条件整備を図りつつ実践を深める。

そのために「生涯学習推進会議」（本部長＝町長）を組織して、全行政を通じて推進するものとする。

第７期における生涯学習の推進

１．推進目標

過去３１年間の公民館活動、クリーン運動、フラワータウン上富田、健康福祉と文化のまつり、紀州口熊野マラソン等の実践により、地域活動やボランティア活動が活性化し、生涯学習のまちづくりの推進につながるとともに町民の社会連携の涵養の一助となっている。

生涯学習推進については、昨年度実施したアンケート調査結果を基礎資料として、令和４年度から令和８年度の５年間を第７期計画として、実践すべき目標をたてて取り組むものとする。

生涯学習の大切な柱に位置づけている人権の教育については、その重要性を認識しあらゆる場で推進に努める。

生涯学習のまちづくり計画は、第５次上富田町総合計画との整合性を図りその推進に努める。また、生涯学習について理解を深め、一人ひとりが主体的に実践するよう努める。

今後一層、学校教育・社会教育・家庭教育との連携を図るとともにその充実に努める。

町民に「生涯学習に基づく上富田町の教育目標」を町ホームページ等で広報するとともに理解を深め、さらなる生涯学習の推進に努める。

２．計 画

令和３年度に実施したアンケート調査の結果から、課題を明確にするとともに町民一人ひとりに「生涯学習に基づく上富田町の教育目標」を理解してもらい、さらなる組織の活性化を図るとともに広く実践に努める。

第７期計画は、５年間をひとくくりとした実施計画を作成し広く広報するとともに実践に努める。なお、見直しが生じてきた場合には年度当初に見直し計画を作成する。

第７期の最終年度（令和８年度）には、町民にアンケート調査を実施し、課題の洗い出しを行い次期計画に反映させていく。

３．推進課題

(1)行政側

①全行政にわたり「生涯学習に基づく上富田町の教育目標」を熟知し、職員が互いに連携と協力を図りながら各事業を実施する。

②生涯学習に基づく事業実施については、町民との意志疎通のなかで具体的施策を打ち立て、学習者が参加しやすいよう配慮しながら推進する。

③生涯学習の大切な柱として位置づけている人権の学習については、その意義を認識し、あらゆる学習機会の場において積極的に実施する。

④町民一人ひとりがそれぞれ「いつでも」「どこでも」「誰でも」積極的に、生涯学習の機会が図れるよう環境整備に努める。

(2)町民側

①一人ひとりが自己の充実をめざし、自主的、主体的に学ぶ。

②学習情報については、広報・ホームページなど積極的な利用を図る。

③自分が取得した学習成果を、地域づくりや学校での総合的な学習の時間、ボランティア活動の場などあらゆる機会を通して役立てる。

④学習の機会あるごとに積極的に参加し、互いに交流を深め、住みよいまちづくりに努める。

(3)共通課題

①豊かな未来を創造するため、恵まれた自然や景観、文化財の保護に努め、地域おこしや地域づくりを推進する。

②次代を担う子どもたちの健全育成をめざし、地域ぐるみで取り組みを進める。

４．実践目標

アンケート調査から読み取れる課題を明らかにし、今後の生涯学習を推進するため、町民一人ひとりが、さらに自主的、主体的に実践できるよう、学習の場の設定と啓発に努める。そのために推進組織の更なる活性化を図る。

人権の教育については、平成 15 年 3 月 31 日に制定された「上富田町人権教育基本方針」に基づいて、町民が主体的に学習し日常生活に生かせるよう、行政および各機関・各団体で積極的に啓発を行う。

５．具体的実践項目

生涯学習の７つの柱に基づき、家庭、学校、地域・職場・行政が一体となって、推し進めるべき全 60 の実践目標（年代別には最終頁を参照）が定められているが、アンケートから見えてきた課題を項目ごとに表記し、それぞれ実践していくことに努める。

(1)郷土の自然や文化の愛護に努める

郷土の自然や文化に親しむとともに自然を大切にする心を養い、地域伝統行事や文化財等への関心が薄れることのないよう、文化財の保護と社会教育での情操を養う機会づくりに努める。

【教育目標１・２・3】

・郷土の自然や文化に親しみに、その保護・振興発展に努める（1）
・動植物を愛し、自然に親しむ豊かな心を養う（2）
・自然を敬い、感謝の気持ちを育てる宗教的情操を養う（3）

(2)健康・安全の保持増進に努める

体を鍛え運動することや食生活への気配り、そして生活環境にも創意工夫を行い、若年者から高齢者まで健康維持に努める。

災害（含む感染症）はいつ発生するか分からないことから、事前に防災に対しての知識を身につけ、避難場所や避難路の確認はもちろん備蓄品の備えを怠らないように努める。また、防災訓練などの機会には積極的に参加するように努める。

子どもを取り巻く環境の変化に対応できるよう、保護者・地域・行政が一体となって、子どもの安全を守るために各種安全教室の開催や地域挙げての安全パトロール等に努める。

【教育目標４・５・６・７・８・９・10・11】

・いろいろな運動に親しみ、体力を身につける（4）
・スポーツを通して心身を鍛え、自ら健康管理ができる（5）

・スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康の増進に努める（6）
・健康・安全に必要な基本的生活習慣や態度を身につける（7）
・健康・安全な生活環境づくりに努める（8）
・交通安全のための習慣を身につける（9）
・子どもの健康・安全な生活態度を育てる（10）
・健康・安全と体力の保持に努める（11）

(3)主体的な生活態度の育成に努める

基本的な生活習慣を身につけ、自ら考え正しく判断、行動し、自ら解決していく態度を身につけるように努める。

社会の変化に対応できるようにするため、常に学習し、創意工夫に努めるとともに、多様な情報収集手段を駆使し情報を的確にとらえ、自ら正しく判断し活用することができるように努める。

多忙な時代にあって、余暇の過ごし方に変化が見られてきていることから、自由時間を有効に活用することができる体制づくりに努める。

【教育目標 12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25】

・身近な事物現象に興味関心をもつ（12）
・基礎的な知識や技能を習得し、自ら学びとる態度を身につける（13）
・自分でできることは自分でするという態度を身につける（14）
・基本的な生活習慣を身につけ、自ら考え正しく判断し行動することができる(15)
・日常生活の諸問題に主体的に取り組み、自ら解決していく態度を身につける(16)
・社会の変化に対応できるようにするため、常に学習し創意工夫に努める（17）
・高齢者としての経験を積極的に活かすことができる（18）
・自己を見つめ、困難にくじけず、粘り強くやりとげる態度を身につける（19）
・将来を見通して計画的な生活をする（20）
・ものを大切にし、資源を有効に活用することができる（21
・自由時間を有効に活用することができる（22）
・身のまわりの情報を整理し、活用する能力を身につける（23）
・情報を的確にとらえ、自ら正しく判断し、活用することができる（24）
・高齢者としての役割を自覚し、情報を若い世代に伝えることができる（25）

(4)社会連帯感の育成に努める

自己の利害にとらわれるのではなく、町民の一員として、地域の集団活動に積極的に参加し、自らの役割を果たすように努める。

人権問題を正しく理解し、相手の立場を考えた温かい心で人に接することができる情操教育の場を設ける。また、人権教育の講演等への積極的な参加推進に努める。

奉仕活動の大切さを理解し、積極的に活動に参加できる体制作りと啓発に努める。また、ボランティア活動への意識の高揚を図る。

【教育目標 26・27・28・29・30・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・41・42・43】

・日常生活の中で、望ましい社会性を身につける（26）
・社会の一員として、望ましい社会的態度を身につける（27）
・社会の一員としての役割を自覚し、責任ある言動をとる（28）
・個人または団体の利害だけにとらわれず、全体との調和を図っていくことができる（29）
・地域の集団活動に積極的に参加し、自らの役割を果たす（30）
・友達と互いに協力し合うことができる（31）
・相手の立場や気持ちを理解し、温かい心で人に接することができる（32）
・自分と異なる信条・宗教・主張などを理解し、広い心で人に接することができる（33）
・若い世代の人たちの立場や気持ちを理解し、温かい心で接することができる(34)
・日常生活の中で善悪の区別がつけられる（35）
・道徳的な態度を身につけ、実践することができる（36）
・日常生活の中で、子どもに善悪の区別がつけられるようにする（37）
・友達のだれとでも、仲良く遊べる態度を身につける（38）
・不合理な差別や偏見を持たないで生活し、よりよい仲間づくりをすることができる（39）
・人権尊重の精神に徹し、人権にかかわる問題を正しく理解し、不合理な差別や偏見のない民主的な人間関係をつくることに努める（40）
・人権尊重の精神に徹し、人権にかかわる問題を正しく理解し、不合理な差別や偏見のない社会の実現に努める（41）
・奉仕活動の大切さを理解し、積極的にその活動に参加する（42）
・奉仕を通して生きがいがもてる（43）

(5)よき家庭人の育成に努める

さまざまな家族形態を理解し、互いに尊重し合えるようにする。

家庭における多忙化や生活の多様化が顕著になってきている現在、家族が互いに尊重し合い、明るく円満な家庭生活が送れるように努める。

高齢者を大切にすることや敬老の精神を学習する機会として、学校における総合的な学習の時間等での高齢者から学ぶ機会を重視するとともに社会体験・生活体験を支援する。

読書は創造力をかきたて脳を活性化させるものとして推奨するもので、学校・家庭・地域における読書活動の充実に努める。

【教育目標 44・45・46・47・48・49・50・51・52】

・家族が互いに尊重し合い、明るい家庭生活ができる（44）
・互いに人格を尊重し合い、健全な交際の仕方を身につける（45）
・性について正しい理解をもち、家庭において指導することができる（46）
・敬老の精神を身につけ実践する（47）
・子どもに敬老の精神を育てる（48）
・家庭や地域で行う行事に積極的に参加する（49）
・家庭のよき伝統を受け継ぎ、
さらに豊かな家庭文化をつくりあげていくことができる（50）
・人格の基本となる望ましい性格を身につける（51）
・子どもの人格の基本となる望ましい性格を育てる（52）

(6)よき職業人の育成に努める

一人ひとりが働く意義や目的を探究し、自分なりの勤労観・職業観を身につけるように努める。

どのような職業であれ、自立した生活を営むとともに、自己の能力・適性を発揮し、社会の一員としての役割を果たすことの意識を高める。

【教育目標 53・54・55・56・57・58】

・職業人としての知識や技能を高めるため自己研修にたえず努める（53）
・職業を通して生きがいがもてる（54）
・勤労の尊さを理解し実践する（55）
・正しい職業観に立ち、自分に合った職業を選択するための能力を身につける(56)
・自分の仕事について家族に理解させる（57）
・身につけた知識や技能を生かすことができる（58）

(7)国際社会に生きる日本人としての自覚を深める

国際化の進展に伴い、諸外国の情勢に注視し異文化に対する正しい理解を深めるとともに、国際社会に貢献できる国際人としての意識を高める。

【教育目標 59・60】

・わが国及び世界の国々に対する関心と理解を深め、
国際社会に生きる日本人としての自覚を深める（59）
・わが国に対する愛情を深めるとともに、
世界的視野に立って広く考えることができる（60）